

松阪保健所所長 殿

要望書

鈴鹿市平野町1360-7

NPO法人グリーンNet

武藤安子

TEL090-1786-0791

令和3年12月22日閲覧させていただきました情報開示文書とそれに伴う業務につきまして次の通り改善を要望いたします。

【猫の捕獲器貸出し申請書】

	問題点	要望事項	備考
1	自治会に貸し出しています。 貸出し期間が長すぎます。	自治会への貸出しは止めてください。 貸し出しは手術の前日にしてください。	

【TNRを実施する自治会への回覧文書】

2	回覧文書非開示の理由 令和2年度分「残していない」 令和3年度分「作成していない」	外部に出した回覧文書を残していないとは怪しすぎます。保存期間中は隠すことなく出してください。今年度から作成していないとのことですが、自治会に作らせず、保健所で作成してください。	
---	---	--	--

【公告】

	問題点	要望事項	
3	元気な自活不能猫を負傷動物（法36条）として引き取りをしています。	疾病にかかっていない猫は法35条の引き取りになります。負傷動物（法36条）での引き取りは虚偽の事務手続きですので改めて下さい。	

【動物引取願】

	問題点	要望事項	
4	令和2年度に駆除目的の引き取りが多くみられます。	駆除目的の引き取りには違法性があります。 引き取らないでください。	

【苦情処理簿】

5	<p>所有者不明猫苦情への職員の対応 「保健所から餌付者に飼い方等について助言等できるが、強制力はないので深くは入り込めない。まずは、地区内で解決を行う姿勢を表し、自治会長さんから餌付者を注意してもらって、改善の方向が見られれば良いのではないか」</p>	<p>「飼い方」という表現は間違いです。自治会を利用して餌やりを止めさせる指導は止めて下さい。餌付けは善い行いであり、糞尿は自然現象として受け入れるよう相談者に説論してください。</p>	R3.4.5
6	<p>所有者不明猫苦情への職員の対応 「命という部分も注視した上で、地区、自治会内での野良猫に対する考え方も地区会議などを行った上で考えていくようにすべきである」</p>	<p>何人も、憲法や動愛法などの国の指針を遵守し、猫との共生社会を目指すのみで、野良猫に対する考え方を地区や自治会に委ねるものではないと考えます。</p>	R3.4.5
7	<p>県のTNR事業参加希望者への職員の対応 年度始め早々、個人には「今年度の枠に参加できるか否かも約束できない状況」と断っていますが、同月20日に電話で申し込んだ自治会には断ることなく翌月に手術を実施しています。</p>	<p>特定の自治会を優遇することなく、個人にも真摯に対応してください。</p>	R3.4.8
8	<p>所有者不明猫苦情への職員の対応 「自治会等に相談し、まずは柔らかく地区から注意していただく感じでどうか」</p>	<p>餌付けは善い行いであり、糞尿は自然現象として受け入れるよう相談者に説論してください。</p>	R3.10.13
9	<p>TNR事業申し込みへの職員の対応 TNR事業に関する申請書など、自治会に渡した一式には、猫と餌やりさんを排除する目的の文書がありました。職員は「これを参考に自治会で作って回覧するよう」との指示をしています。 また、本件でどうぶつ基金から抗議されると、来年度の2番目だった順番をキャンセルが出たからと翌月の11月に順番を繰り上げました。</p>	<p>TNR事業のやり方、考え方にも一貫性がありません。共生事業と見せかけ、自治会を利用して排除させるやり方はかなり悪質です。 何者も排除することのない共生の取り組みをお願いします。</p>	R3.10.11

以上、どうぞ宜しくお願いします。